

令和2年5月28日

各 位

学校法人東京電機大学
管財部

新型コロナウイルス感染症への対応に係る本法人設置の学校施設の貸出しについて

新型コロナウイルス感染症への本法人の対応につきましては、令和2年2月25日付「新型コロナウイルス感染症への対応に係る本法人設置の学校施設を使用する行事等の原則中止又は延期について（要請）」等で令和2年6月30日まで、本法人の施設におけるイベントや集会等について中止又は延期を要請しておりました。

令和2年5月25日に首都圏の緊急事態宣言が解除され、学校施設への制限も緩和されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への取り組みは継続しており、第2波、第3波の到来を想定した対応も行っていく必要があります。

そこで、本法人では教育研究活動を最優先とし、本法人外の不特定多数を対象とする各種試験、学会等を含むイベントや集会等について、新型コロナウイルス感染症の収束もしくは有効な予防法等の対応策が確立されるまでの当面の間、施設貸出しを自粛することといたします。

各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 対象期間

令和2年6月1日（月）から当面の間

※新型コロナウイルス感染症の収束もしくは有効な予防法等の対応策が確立されるまで。

2. 付帯事項

対象期間の終期が明確ではないため、施設利用予約は受け付けないこととします。

以上